

Netpress

SMBC経営懇話会

TEL:フリーダイヤル 0120-710-949
FAX:(03)5255-5564
URL: <https://www.smbc-consulting.co.jp>

【オーナー企業に朗報】

これからの事業承継は「家族信託」がオススメ！

公認会計士・税理士 國村 年

POINT

1. 家族信託とは、特定の目的に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を家族に託し、管理・処分を任せるしくみです。近年、その使い勝手のよさから、注目を集めています。
2. 家族信託による事業承継のメリット、実際に活用するノウハウ、留意点等について確認します。

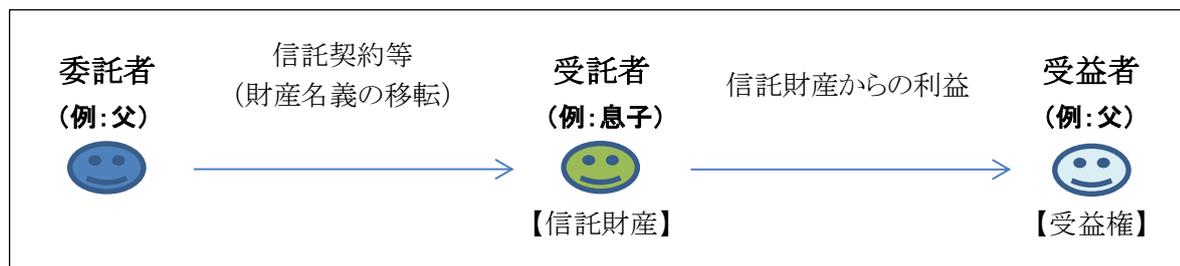
1. 「信託」とはどのようなものか

信託とは、その名のとおり「信じて託す」ということです。財産を保有している人(委託者)が、信頼できる人(受託者)に財産を託し、受託者が財産を運用・管理・処分することにより得た収益の給付を、特定の人(受益者)が受ける制度です。財産管理が、その範囲を問わず契約により自由に実施できることと、裁判所の関与や成年後見人の関与なしに迅速にできることで、近年、各方面から関心を集めています。

信託行為の方法としては、「信託契約」「遺言信託」「自己信託」があり、また信託を大きく「商事信託」と「民事信託」とに分けることがあります。

民事信託のなかでも、財産管理を信じて託すのが最もふさわしいのは自分の家族・親族であることが多いため、家族・親族を受託者として財産管理を任せる信託を一般的に「家族信託」と呼びます。ちなみに「家族信託」は、一般社団法人 家族信託普及協会によって商標登録されています。

信託の登場人物は、一般的には3名(委託者・受託者・受益者)で、家族信託では、「委託者の家族・親族」が受託者になります。具体的には、次のようなイメージになります。



2. 事業承継におけるニーズや問題点

事業承継は一般に5年から10年かかるといわれており、その過程では、さまざまなニーズや問題点が生じる可能性があります。たとえば、以下のようなものがあります。

- ・後継者に事業を委ねたいと考えているが、まだ完全には委ねたくない
 - ・将来的には息子を後継者にと考えているが、まだ若いので親族外の役員を一時的な後継者にしたい
 - ・子どもがいない自分の死後は配偶者を後継者とするが、その次は甥や姪を後継者になりたい
 - ・相続の発生などにより株式が分散し、会社の経営に支障をきたす可能性がある
 - ・経営者が認知症や寝たきりになってしまっていて、株主総会における決議ができず、会社経営に支障をきたす可能性がある
- (次頁に続く)

・相続が発生した場合に、遺言書がなく遺産分割協議でもめて、自社株が準共有となり、会社経営に支障をきたす可能性がある

こうしたさまざまなニーズな問題点に対応できるしくみが、家族信託ということになります。

3. 家族信託を使った事業承継

以下、事業承継のケースを2つ取り上げて、家族信託を活用した手法について解説します。

(1) 遺言代用信託

相続税対策・事業承継対策にはさまざまなものがありますが、遺言は以前からよく使われています。

後から作成された遺言書に効力がある(最後の遺言書が優先される)点などがリスクとなる可能性もありますが、一般的には絶対的なものと考えられてきたことから、相続税対策・事業承継対策として、税理士も提案することが多かったのではないかと推測されます。

しかしながら、これを覆すものが出てきました。2019年7月に施行された改正民法(相続法)です。改正民法(相続法)では、遺言の執行前に、ある相続人が単独で相続人全員の法定相続分の持分割合の相続登記を行ったうえで、その相続人の法定持分割合を善意の第三者に換価処分し、あるいは抵当権等を設定した場合には、遺言書に沿わない登記でも有効とされ、第三者に対抗できなくなったのです。

これについては、預貯金等も同様です。そのため、いまや遺言ではなく、家族信託を最優先に考えなければならぬ時代に突入したといえるでしょう。

このような場合に有効なのが、家族信託を活用した「遺言代用信託」です。遺言代用信託とは、委託者が生前に財産を信託し、委託者を当初の受益者とし、委託者が亡くなった場合の次の受益者をあらかじめ信託契約に定めておく信託のことです。それゆえ、遺言と同じ効果を持ち、契約の解除や受益者の変更をできないようにすることも可能です。

(2) 受益者連続型信託

遺言や死因贈与契約(贈与者が死亡した時点で、事前に指定した財産を贈与するという贈与契約)の場合、次の相続(一次相続)を決めておくことはできますが、その次の相続(二次相続)以降のことを決めることはできないとされています。しかしながら、事業承継に関しては、次のようなニーズもあると考えられます。

- ・後継者候補がまだ若いので、いったん他の人に経営を任せてから後継者候補に引き継ぎたい
- ・現経営者夫婦に子どもがいないため、自分(現経営者)の死後は配偶者にいったん引き継ぐものの、配偶者が亡くなれば、配偶者の兄弟姉妹が相続人となってしまうため、現経営者の兄弟姉妹の子(甥や姪)に引き継ぎたい
- ・連れ子のいる女性と再婚した場合に、自分(現経営者)の死後は後妻にいったん引き継ぐものの、後妻が亡くなれば、前妻との間に設けた実子に引き継ぎたい

このようなケースでも、家族信託を活用することができます。それが「受益者連続型信託」で、あらかじめ定めた複数世代の承継先に、有効期限の範囲内で受益権を承継することができるものです。何代先でも、また信託設定時にまだ誕生していない将来の孫などでも構いません。

ただし、有効期間があり、信託設定から30年経過後に、ある生存者が受益権を取得した場合、その人が死亡するかその人の受益権が消滅すると信託は終了してしまいます。また、信託設定時に生まれていない人は、受益権を取得する時点では生存している必要があります。

以上のように、家族信託は、事業承継のさまざまなニーズに対応できる制度となっています。しかし、まだ実務が成熟しているとはいえないこと、知識の豊富な専門家が少ないこと、遺留分の侵害を考慮しないといけないことなどから、家族信託を用いる際には、専門家を交えた慎重な検討が必要となります。

【本稿に関するご照会窓口】 SMBCコンサルティング・経営相談部 TEL:0120-874-809